

令和3年度 事業計画

公益財団法人 中国労働衛生協会

令和3年度 事業計画

I 令和3年度の展望および基本方針

令和2年初頭より国内に波及した新型コロナウイルス感染症は、令和2年秋より第3波と呼ばれる急激な新規感染者の増加が認められ、死者も7千人を超す事態となり依然猛威を振るっている。しかし、感染防御への国民の協力や、政府の諸施策により、ようやくピークアウトする兆しが見えている。そして2月17日より国内でもワクチンの集団接種が始まったところである。ワクチン接種は努力義務で強制ではないにしても、国民の多数が接種することにより集団免疫が得られれば、この感染症も収束に向かうと考えられる。ただ、ワクチンの有効性は確立しているようだが、中長期的安全性については確立されておらず、将来不測の事態が生じる可能性を完全に否定はできない。接種の可否については各個人が諸情報から判断し自らの考えで決定するしかない。

われわれは最新の感染症情報を収集して知識をブラッシュアップしつつ、その時々で法令・ガイドラインに従い、標準とされる感染防御策を適切に講ずべく努力してきたが、今後こうした方針を継続して行く。

前年度は新型コロナウイルス感染症拡大による不況により、社会経済的に厳しい環境に置かれた事業場も多く、受診控え、健診内容の縮小や、受け入れ可能人数の減少などが多数生じた。今年度もそういう状況が当分続くと予測され、かねてより予測されていた人口減と少子高齢化に伴う就業者数減少による受診者数の減少と相まって、さらに厳しい事業運営を強いられると予測される場所である。

なお、本年度より対外事業をより計画的かつ効率的に遂行するため、事業部に事業課を新設する。

本年度より新人事給与制度を運用するが、その制定に当たり以下の事業ビジョンを定めたところである。

「公益性の高い総合労働衛生機関として、職域・地域において労働者とその家族の健康の保持・増進に貢献するため、時代に即した質の高い多様なサービスを提供する」

この事業ビジョンに基づき定めた「期待人材像」、「人事ポリシー」を制度遂行の基本概念として運用して行く。

当協会の基本的な事業方針は現在の事業規模を維持しつつ公益法人としての使命を果たして行く事である。かねてより、われわれにとってこれからの命題は「健診の顧客減による減収をどこから補填するか」であった。昨年それに対する方策として①健診の顧客層の拡大、②健診単価の上昇、③他事業の収益増加、

④職員の意識改革、⑤ブランド力の向上、の5つの基本方針を打ち出したところである。本年度もこの方針の実現を目指し事業を遂行して行く。

なお、職員の顧客視点の欠如、業務効率改善に対する意欲の欠如は相変わらず認められるところであり、「働き方改革」の概念に沿いながら職員の意識改革を引き続き行う。

本年度は、上記基本方針に従い各事業分野において、以下の方針に沿い事業を運営して行く。

1. 健康診断事業について

前述の理由で受診者の減少が予想される中、現在の顧客数の減少をできる限り抑え、収益を確保して行くためには以下の方策が考えられる。

①「選ばれる健診機関」であること

「当協会が“選ばれる”総合労働衛生機関」であるためには、他の総合労働衛生機関と差別化を図られねばならない。その目的を達成するには、信頼される質の高い健診を提供すること、時代に即応した健診内容と精度の高い健診を提供すること、さらに良好な接遇は必須である。そのために各職員自身が最新の医療知識や技術を習得しスキルアップすることが重要であり、協会が的確な研修機会を提供すると同時に、各自が自己研鑽に努めるべきであることは言うまでもない。

②健診対象の拡大～地域に開かれた協会になる

継続して増加する高齢者を対象とした健診、また労働健診の対象とならない自営業、主婦などの人達を対象とした健診を拡大することにより顧客数を維持する。そのためには企業のみでなく地域に着目することが重要であり、その結果として施設健診の強化が重要である。

③健診内容の強化

前述の対象に対応すべく、時代に即応し有用かつ魅力的なオプション検査の導入と推進も重要である。正規人間ドックも昨年4月より開始し軌道に乗りつつある。健診コースの設定は対象受診者の要望に合わせて柔軟に提案する姿勢を常に心がけ、硬直化しないことに留意すべきである。

④新型コロナウイルス感染症対策

ワクチン導入後もウィズ・コロナの時代は当分続くものと考えられる。受診者の安心、安全のため健診会場において、事業場、受診者にご理解いただきつつ、その時点時点でガイドラインに沿った標準的感染症防御策を講じて行くのは当然である。

2. 産業保健活動について

産業保健活動は事業活動の柱の一つであり、本来の当協会の社会的使命でもある。

近年、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法である、「健康経営」が国により推進されている。平成31年4月より働き方改革関連諸法案が施行されたが、「健康経営」の概念は「働き方改革」の実践である。本来当協会は、産業医、保健師などにより契約事業場において産業保健活動を推進してきたが、今後「健康経営」の基本概念を行動指針として、「健康経営」推進の地域のパイオニアとなるべく努力して行く。

当協会は「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」の申請で適合基準を満たし、上位500社に与えられる「ホワイト500」の称号を得たので、今後さらに職域・地域での「健康経営」の普及・拡大のニーズに応えることができると考えられる。さらに令和元年度より150名弱の職員が「健康経営アドバイザー」資格を取得しており、職員は「健康経営」の理念を理解しているので、内外でさらにその普及、推進に努めなければならない。

3. 広報活動について

前述の事業活動を実践して行くにあたり、当協会の事業活動内容を普く周知して行かねば顧客数は維持できず、当協会の機能を社会的に有効活用することもできない。広報活動はそのために重要であり、各職員はその意義を理解し、積極的に協力しなければならない。本年は一層積極的に活動内容や健康情報の提供について、様々なメディアを通じて広報する。

4. 新人事給与制度の実施

人材育成を目的として、各自の業績・能力・努力が正当に評価されるべく、客観性があり、それぞれに説明責任の果たせる、公明・公正な新人事評価制度を昨年制定し、令和3年4月より施行する。

昨年同様、職員各位は、協会理念「私たちは職域、地域において、働く人とその家族の健康の保持・増進に貢献します」を常に念頭に置きつつ、一致団結しその達成を図ることを目標とする。即ち、自己の職務に誇りを持ちつつ、継続してスキルアップを図り、組織としてまた個人としてたゆまなく成長してゆくことを心がけ、行動して頂きたい。

Ⅱ 令和3年度の目標

1. 事業の総収入は30億円を確保し、経営計画（5か年）の達成を目指す。
2. 協会内で「働き方改革」を実践するため、「健康経営」を推進する。また地域・職域でも、「健康経営」の普及・拡大を支援する。
3. 「事業ビジョン」を実現するため、新人事給与制度の円滑な運用を図る。
4. 業務効率の改善、顧客視点の重視について職員の意識改革を行う。
5. 高額の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出発生の抑制と、その他の無駄な経費の削減に努める。

Ⅲ 主要基本施策

1. 健康診断事業の推進

良質な健康診断実施のため、当協会のモットーである「正確・丁寧・迅速」を徹底する。受診者へ心のこもった接遇など、よりの確なマネジメントを心がける。また、各自が健康診断に必要な技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得・維持を継続的に行う。健康診断事業実績の確保を目指し、高付加価値健診への新規受診対象者の掘り起しを行い、有益で魅力ある新しい検査の導入・開発等を心がける。

令和3年度より、健診内容に即した、分かり易いオリジナルの検査結果説明書を作成して添付する。

なお、尾道検診所は増改築後、体制が充実したため施設健診を毎日おこなっている。

(1) 労働健診

厚生労働省労働基準局長通達「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」により、定期健康診断項目の血液及び心電図検査の追加実施の推進を行っているが、令和3年度も引き続き受診者の数の増加を図る。

労災二次健康診断は、令和2年度福山本部・尾道検診所において実施数を増加させた。また鳥取検診所でも開始した。今年度は他検診所においても必要とされる実施手技の習得・研鑽を行い、健診の開始を図る。

50人以上の事業場に年1回以上「ストレスチェック」の実施が義務付けられて4年が経過した。今後もスムーズな運用が出来るように、対象事業場との連携を図る。

労働安全衛生法改正による特定化学物質障害予防規則等、特殊健康診断について、事業場の業務内容等の調査を徹底し、適切な健康診断の実施が出来るように働きかける。特に令和3年度より「溶接ヒューム」と「塩基性酸化マンガ

ン」が特定化学物質（第2物質）に指定されたため、事業場に対して、積極的な情報提供を行う。

国が勧める風疹抗体検査は最終年となるため、未実施者への推進を行う。

全国健康保険協会より、労働安全衛生法に基づく定期健康診断として実施された検査結果を、特定健康診査結果として提供するよう各健診機関に引き続き要請されており積極的に協力する。

(2)生活習慣病予防健診

全国健康保険協会及び各健康保険組合の協力を得て、労働健診から生活習慣病予防健診への移行を勧奨する。さらに、人間ドック（後述）への移行も勧奨する。また、受診者の要望、ニーズを勘案しながら、各種オプション検査の提案を行う。

(3)人間ドック

昨年度より、従来の半日ドックを「人間ドック・スタンダードコース」と名称を変え継続しているが、同時に、福山本部健診センターにおいて、健診当日に医師による健診結果説明と、保健師・管理栄養士による保健指導を実施する正規人間ドック（人間ドック・プレミアムコース）を開始している。本年度はさらに受診者数を増やすと同時に、4月より、尾道検診所においても「人間ドック・プレミアムコース」を開始する。なお「人間ドック・プレミアムコース」受診者への結果報告書は、受診者視点の分かり易い様式に改める。

(4)胃がん、肺がん検診

国等は、“がん検診”の受診率の向上に取り組んでいる。国のガイドラインで胃部内視鏡検査も胃がん検診として認められるようになっており、胃がん検診の環境が変わりつつあるが、今後の動向を注視しつつバリウム検査を積極的に推進する。胃部内視鏡検査は、福山本部、米子検診所、鳥取検診所、尾道検診所で実施しており、実施数の拡大に努める。

また、当協会の低線量胸部CT検査は、他機関に比し低価格であるにもかかわらず受診者数が増加しない。肺がんの早期発見に有用である旨の広報活動をより積極的に行い、地域社会において“肺がん”の早期発見に貢献することを心がける。また、喫煙者には積極的に毎年実施の勧奨を行う。

令和3年2月に、福山市と「健康増進に関する連携協定」を締結した（後述）が、「職域のがん検診の推進に努める」との項目もあり、より積極的ながん検診の受診勧奨を行う。

(4) 地域住民に対する特定健康診査

尾道市および江府町の特定健康診査については、引き続き当該市町と連携を密にし、より多くの住民に対して、市町のがん検診とセットにして受診するよう勧奨する。

尾道検診所は、令和2年度より尾道市及び尾道市医師会と医療機関健診（施設健診）の契約を締結し、医療機関健診（施設健診）を開始した。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、特定健康診査及びがん検診の受診率が大幅に低下したが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、集団健診（巡回健診）と医療機関健診（施設健診）において特定健康診査とがん検診の受診率の向上を図る。

なお、他の市町においても住民特定健康診査の実施契約が出来るよう関係機関との連携を図り、環境整備に努めて施設健診の拡充を図る。

(5) 社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設入所者に対する健康診断（無料の胸部X線検査）については、撮影可否等の条件説明を徹底したうえで、実施施設を維持・拡大するよう努める。なお、他機関で実施している対象までを無料で実施するものではない。また、健康診断の受診機会に恵まれない中山間地域や島嶼部に居住する人々に対しても、従来どおり積極的に機会を提供する。

(6) 精密検査未受診者への受診勧奨

胸部X線、胸部CT、胃部X線、胃管内視鏡、便潜血、PSA、腹部超音波、子宮頸部細胞診および肝炎（HBV、HCV）検査に対して、当協会に精密検査結果の返信がない受診者に対し、受診4か月後に受診勧奨ハガキの送付を行って来た。マンモグラフィについても、個人宛の書面にて精密検査受診の有無と、受診した医療機関および受診結果等の照会を、また未受診者に対しては受診勧奨文書の送付を行って来た。これらの試みは精検受診率の向上に貢献しており、継続する。

新たな取り組みとして、令和2年度から産業医契約事業場の事後措置支援の一環として「医療機関受診の勧め」と題した受診勧奨文を事業場に提供している。精密検査受診勧奨強化のため、取り組みを継続し拡大を図る。

(7) オプション検査の推進

かねてより、高齢化社会における高齢者の健康の保持・増進に裨益するため、種々のオプション検査を導入し、それらを組み合わせたコースを設定し拡大に努める。

福山本部では、近隣医療機関と提携し脳ドック（MRI検査）を実施している。

また、血圧脈波検査機器を導入し、頸動脈超音波検査と併用することにより、脳血管疾患のリスクを評価するオプション検査コースを設けた。特に運転業務を行う事業場を中心に検査の推進を図る。

ロコモ健診は、その効果の判定・評価を含めながら運動習慣及び有効な運動方法を啓発・支援し定着を図る。また、軽度認知障害(MCI)を早期発見するための認知機能検査「あたまの健康チェック」の更なる推進を図る。令和2年度に新たなオプション・コースとして創設した「脳血管いきいきセット」、「サルコペニア予防セット」についても推進を継続する。

新たなオプション検査として View アレルギー、アルコール遺伝子検査等を導入したが、今年度より腸内細菌フローラ検査(マイキンソー)等を導入予定である。

(8)「げんきサポートクラブ」の会員増強

定年退職者や主婦、個人事業主等、健診を受ける機会がない方をはじめ、受診方法がわからない方々に健診受診の機会を提供することを目的として、“げんきサポートクラブ”(会員制)を福山本部において実施している。

前年度は、特定健診と福山市のがん検診、その他オプション健診を組み合わせた「健診行こう Day!」を開催したが本年度も継続し、更なる会員数の増加を図る。“げんきサポートクラブ”は、各検診所においても実施に向けて準備を行う。

2. 保健指導等・健康教育事業の推進

地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図り、高齢者のフレイル予防の観点から、保健指導・健康教育・運動指導を広く展開する。

その趣旨から令和3年2月福山市と「健康増進に関する連携協定」を締結した。その項目は、①特定健診、がん検診、歯周病検診の受診率向上に関する事、②働きざかり世代に対する健康増進の啓発に関する事、③働きざかり世代に対する「健康経営」の支援に関する事、④フレイル予防や健康づくりの普及開発に関する事、⑤地域での健康講座への協力に関する事、である。今後福山市と連携することにより、より効果的に市民の健康の保持増進に寄与して行く。また、令和3年度は、同内容にて、尾道市と連携協定を締結することを目標とする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に対応して、イベント規模の見直し、ICTの活用など保健指導・健康教育の実施方法の検討を行う。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動は継続し、作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。前述の「健康経営」についても関係事業場において、当協会の産業医・産業保健機能を活用し、要望に応じてサポートを行って行く。

なお、「ストレスチェック」は、一次予防としての「気付き」、二次予防としての「高ストレス者への対応」および職場環境改善活動等においてその重要性が増しているため、産業医、健康推進課を中心とした関係職員は、より信頼される対応を図るため一層の研鑽を行う。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の生活習慣病予防の観点で極めて重要な役割を果たす。各健康保険組合及び協会けんぽと連携を図り、協議の上、実効性を高めて推進する

令和2年度から、福山本部と尾道検診所は、協会けんぽ広島支部と連携して積極的に新規事業場の獲得に取り組んでいる。特定保健指導実施事業場においては実施率を上げるべく働きかけ成果を得た。引き続き、新規事業場の獲得と実施率向上に取り組み、実施人数の増加を図る。

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、今後、ICTを活用した特定保健指導の健康保険組合からの要請が増加すると予想されるが、当方よりも積極的にICT利用の提案も行う。それに対応すべく、各自操作手順などの習熟に努める。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健師・管理栄養士等による生活改善指導、健康管理、健康経営に関する情報提供等を更に充実し、保健指導契約事業場に対する活動の深化を図る。

(4) 「健康経営」の啓発と支援

当協会は、産業医と産業保健機能を活用し、事業場の健康づくりへの提言、健康診断の事後措置、特定保健指導、健康講話、運動指導などを通じ、事業場の産業保健衛生活動の支援を行って来たところであるが、「健康経営優良法人」に認定された経験を活かし、令和2年度から他事業場の「健康経営優良法人」認定申請のサポート事業を開始した。契約事業場の要望に応じ、協会の健康経営アドバイザーが鋭意支援する。引き続き、健康経営に関心のある事業場の拡大を図り、その支援を行うとともに、広報誌やホームページを利用した「健康経営」の啓発活動を行うと同時に、関係職員には「健康経営」への理解を深める機会を提供するとともに自己研鑽を促す。

(5) 人間ドック・労災二次健診での保健指導

令和2年4月より開始した「人間ドック・プレミアムコース」での保健師・管理栄養士による保健指導は、受診者からも好評を得ている。

また、労災二次健診においても、受診者の同意を得た上で、健診当日医師による結果説明と同時に保健師・管理栄養士による保健指導を行っている。

引き続き、受診人数の増加を図りつつ、短時間で的確な保健指導が実践できるよう、スキルアップに努める。

(6) メンタルヘルス対策の推進

事業主が管理職等を対象に行っている、“ラインケアのためのメンタルヘルス教育訓練”への支援を引き続き行う。そのために、従前どおり全国労働衛生団体連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」を積極的に活用し、医師・保健師が計画的に参加することにより、それぞれのスキルアップを図る。また、臨床心理士（非常勤）とも連携しつつ各事業場へ適切な対応を行う。

「ストレスチェック」実施事業場については、事業場の産業医、実施者および実施事務従事者等と密な連携を図ることにより、そのスムーズな運用を心がける。

(7) 健康づくり支援

働く人々とその家族等の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核をなすものとして、地域住民と事業場の衛生管理者を対象に時宜を得たテーマを設定し開催して来た。今後の開催にあたっては、厳重な新型コロナウイルス感染予防対策を講じて行う必要がある。しかし、コロナ禍の長期化が予測されることから、今後はWeb開催も検討する。

(8) 健康づくりのためのイベント参加等

令和2年度は、市町などが主催もしくは協賛する地域の「健康まつり」は相次いで開催中止となった。令和3年度は、福山市との「健康増進に関する連携協定」に関連するものの他、市町をはじめとした地域自治会等の主催者からの要請があれば、諸条件を確認の上、感染対策を万全にして協力する。

(9) 健康診断実施事業場の支援

従来より健康診断および作業環境測定結果をフィードバックするため、規模50人以上の事業場を対象に、受診全事業場のデータと当該事業場のデータを項目別に比較・集計した資料を提供して来た。この資料は各事業場の健康管理・作業環境管理の改善に有用なデータであり、引き続き作成し有効活用を働きかける。

(10) 禁煙対策・受動喫煙対策の推進

当協会は、敷地内禁煙を実施し積極的に喫煙対策を推進してきた。能動喫煙による疾患リスクは言うまでもなく、受動喫煙の有害性も既に証明されたところであり、令和2年4月1日実施の改正健康増進法により受動喫煙防止の義務化（罰則付き）が全面施行された。要望がある事業場には 受動喫煙防止対策を含めた喫煙問題全般について、引き続き相談業務を行い研修の要望があれば協力する。

近年、加熱式タバコの有害性も証明されており、令和2年度には加熱式タバコも禁煙治療の保険適用となった。また、オンライン診療や治療用アプリの保険適用など、禁煙診療も大きな変革期を迎えている。当協会としても、引き続き禁煙支援および受動喫煙防止活動を積極的に行う。

なお、福山市との「健康増進に関する連携協定」にも「禁煙や受動喫煙防止に向けた啓発」の項目があり、連携して推進する。

3. 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、労働衛生三管理の1つである作業環境管理のための重要指標である。当協会は地域の作業環境測定の中核的存在であり、引き続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定と迅速な報告を行い、地域全体の労働衛生管理に寄与する。

令和3年4月から導入される「個人サンプリング法」については、対象物質取扱事業場への周知を図り、適切に対応する。

令和3年4月から施行・適用される特定化学物質障害予防規則の「溶接ヒューム」については、現に溶接作業を継続して行っている屋内作業場を対象に、令和4年3月末までに「溶接ヒューム」個人ばく露量の測定を実施する。その結果に基づき有効な呼吸用保護具を選択することになっており、適切に対応していく。

また、労働者の健康確保に寄与するために、環境改善策を提言し、相談があればこれに応じる。

4. 広報活動の推進

当協会の知名度を高めることは、ブランド力を高め顧客の獲得に寄与するものであり、職員はそれに自発的かつ積極的に協力する。

健康推進課の発行する季刊誌「BLOOM」、月刊の「健康だより」は、協会事業の紹介と併せて、身近な健康の保持・管理に役立つ情報を提供するものとして、利用事業所も年々増加しており、その果たすべき役割は大きい。また、医療情報課が発行している「ちゅうろうの、ちょっと役立つ健康情報」は、データ分析や統計資料からみた健康情報を発信するもので、オプション検査の紹

介など有用な情報を提供しており、今後も継続する。

また、年度毎の健康診断結果および作業環境測定結果の集積データを分析し、説明した「健康診断集計報告書」、「作業環境測定集計報告書」を関係事業所および行政機関等に提供する。

ホームページは、健康情報、健康診断や協会行事等のタイムリーな情報提供のツールとして、親しみやすく、魅力的な、顧客のニーズに合った情報を提供することを常に心がけ、継続的に内容の充実を図る。Facebook ページも開設 4 年目に入った。担当職員が編集・投稿し、アクティブな情報発信を行っており、親しみやすい協会のイメージ構築に貢献しているので継続する。

さらに、地域の広報誌等への投稿、FM ふくやま等のメディアへの出演を積極的に行い、当協会および事業内容のアピールに努める。

年度毎の協会事業の業績報告と総括を行うための「事業年報」の作成は継続し、関係各所への配付を行う。

IV その他の基本施策

1. コンプライアンスの遵守

コンプライアンス宣言の下、倫理規程・コンプライアンス規程・服務規程・各委員会の規程等を整備し 2 年が経過した。各職員は熟読・理解の上、配付したコンプライアンス・マニュアルを参考に支障なく業務を運営しており、コンプライアンスの概念が根付いてきていると思われるが、特に新規採用職員を中心にコンプライアンス概念の徹底を周知する。

2. 人事給与制度改革

従来 of 年功序列型に基づく人事給与制度を改め、職員の能力・業績・意欲に適合した人事給与制度を確立し実施する。同時に医師対象の人事給与制度も確立する予定である。

3. 健康経営への取り組みの推進

令和 2 年度は、KPI（重要業績評価指標）を策定し目標を数値化することで定量的な評価を実施する体制を整え、当協会は「健康経営優良法人 2021（大規模法人部門）ホワイト 500」の称号を得た。

令和 3 年度の重点項目は、運動習慣の定着、食生活の見直し、ワークライフバランスの実現、喫煙率低下とし、評価から改善につなげた施策を打ち出し、引き続き「健康経営優良法人 2022」の認定を目指す。

また、他事業場への健康経営を推進する支援事業を開始しており、令和 3 年度は契約件数を増やし、地域を巻き込んでの健康経営の推進を図る。

4. 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、要配慮義務個人情報である健康情報を多数扱っている。

事故の発生を未然に防止するため、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する。職員教育に加え、検診所においてリスクマネジメント部会を開催し、その事故発生事例を集積し、個人情報保護委員会で対策を協議する。事故の再発防止を図るために各事例を全職員で共有し、より強固な安全管理の徹底を図る。また、内部監査を実施する事により、管理状況を把握する。

5. 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

第三者評価を受け労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証すること、そして必要な改善を行うことは“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

更新時期を迎えた尾道検診所と津山検診所は、審査を受けた結果が良好であり、更新申請を行った。引き続き労働衛生サービス機能の向上を図るため、「自主監査実施要領」による自主監査を的確に行う。

6. 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障・トラブルを未然に防止するために、「標準作業書」に定めた手順に従い業務を進める。日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、事故が発生した場合は「リスクマネジメント規程」に従い、医療倫理を念頭において適切な対応策を講じる。なお、アクシデント（事故）報告はもちろん、インシデント（ヒヤリ・ハット事例）を含めたレポートを、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて 報告・討議し、事故防止の徹底を図る。この報告は、リスク軽減・再発防止のため各職員が認識を共有する点において重要であり、遅滞なく行うことが重要である。また、同部会での討議内容は安全管理委員会にて報告する。各事例の問題点とその対策は全職員が周知・共有し、再発防止のためのPDCAサイクルを機能させて行く。

7. 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定のいずれにおいても、結果には高い精度が要求される。そのためには、最新の知識、技術等の習得が必要であり、スキルアップのため医師・保健師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師および作業環境測定士等の技術系職員は、学会や研修会、講習会等へ参加し、その資質向上に 努める。認定資格取得およびその更新に必要な研修等への参加を推進し、その必要性和効果を見極めた上で、計画的に支援する。また、健診機器、測定機器等の整備点検を定期的に行い、機器の精度の維持管理を徹底する。外部機関が行う精度管理事業に積極的に参加し、最高ランク評価を維持することを目標とする。

8. 学術活動の推進

医療技術系職員および作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努める。学会・研究会での発表、学術論文の投稿を積極的に行い、当協会の学術性の高さを証明することにより信頼を高め、他機関との差別化を図る。また、協会として発表を支援する。令和2年度は、第14回日本禁煙学会学術総会（1題）、日本総合健診医学会第49回大会（1題）の発表を行った。令和3年度は、3題以上の発表を目指す。

9. 予算の効率的・効果的執行

公益法人に求められる収支相償実現のため、適正な予算管理に努める。

収入においては、事業計画の進捗状況を月毎に適宜把握することで、計画の達成を図る。支出においては、事業計画に沿って経費を適正に計上し、中期計画に沿った機器等の整備・更新を行う。

10. 効率的なシステムの運用

標準システムは、システムの開発言語の書換えが必要となり、平成30年度から部分的に先行して開始し、令和2年度までに完了した。令和3年度は、システムの設計図に当たるドキュメント作成を完成させる。また、標準システム以外のオフィスコンピューターを利用しているシステムは、順次クライアントサーバー方式へ変更する等、適切な対応を講じて行く。

なお、国策として、また社会としてDXの推進が叫ばれており、データ管理課が中心となり、その実現への方向性を検討する。

令和3年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (千円)		
	令和3年度	令和2年度	増 減	令和3年度	令和2年度	増 減
1 労働健診	284,457	285,550	-1,093	1,454,233	1,471,359	-17,126
(1) 一般健診	160,983	167,330	-6,347	1,141,544	1,171,598	-30,054
①全項目健診	142,177	147,034	-4,857	1,088,535	1,114,884	-26,349
②省略健診	18,806	20,296	-1,490	53,009	56,714	-3,705
(2) 雇入時健診	3,474	4,135	-661	29,669	34,471	-4,802
(3) 特殊健診	66,476	60,821	5,655	210,016	195,949	14,067
(4) その他	53,524	53,264	260	73,004	69,341	3,663
2 生活習慣病予防健診	80,769	79,712	1,057	1,280,306	1,259,109	21,197
(1) 協会けんぽ	56,480	56,293	187	860,472	856,891	3,581
(2) 組合健保	24,289	23,419	870	419,834	402,218	17,616
3 がん検診等	8,068	7,585	483	41,241	38,044	3,197
4 住民・学校健診	26,350	31,970	-5,620	105,966	121,750	-15,784
5 その他				12,472	10,175	2,297
合 計	399,644	404,817	-5,173	2,894,218	2,900,437	-6,219
6 社会的弱者健診	498	542	-44			

2 保健指導・健康教育

項 目	事業場数等 (カッコ内人数)			金 額 (単位: 千円)		
	令和3年度	令和2年度	増 減	令和3年度	令和2年度	増 減
産業医活動	107	106	1	49,584	48,147	1,437
保健指導	6	7	-1	1,503	2,102	-599
健康講話・運動指導	12	6	6	274	125	149
特定保健指導	125(1,592)	87(1,096)	38(496)	24,805	14,963	9,842
労災二次健診	(336)	(27)	(309)			
人間ドック・プレミアムコース	(550)	—	(550)			
メンタルヘルス	2	2	0	780	780	0
健康経営支援	10	—	10	650	—	650
心とからだの健康講座	—	6	-6			
健康イベント	17	31	-14			
地域自治会健康講話等	17	18	-1			

3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	令和3年度	令和2年度	増 減	令和3年度	令和2年度	増 減
粉じん	321	323	-2	9,791	9,851	-60
特定化学物質	605	610	-5	8,119	8,159	-40
有機溶剤	712	719	-7	25,728	26,028	-300
その他	169	153	16	4,201	2,601	1,600

4 調査・広報

BLOOM 年間4回発行（季刊誌） 5,500部×4回=22,000部

健康だより 毎月ホームページにて発信

ちゅうろうの、ちょっと役立つ健康情報 不定期ホームページにて発信

健康診断集計報告書 年1回 3,700部

作業環境測定集計報告書 年1回 300部

事業年報 300部